



感染防止対策協力支援金の申請について

本支援金は、**下記の対象施設を管理する事業者が対象**です。

対象施設	札幌市内全域の飲食店、カラオケ店（※1）	
要請内容	1	【営業時間を短縮】 営業時間は午前5時から午後10時まで（※2）
	2	「業種別ガイドライン（※3）」及び「北海道スタイル」に基づく対策の徹底
対象期間	令和3年2月16日（火）から2月28日（日）まで（13日間） このたびの要請から、新たに協力いただく場合などは、 遅くとも 令和3年2月18日（木）からご協力いただくことが必要（※4）	
金額	1施設（店舗）1日あたり 2万円（最大26万円）（※5）	

※1 酒類提供を行う施設、酒類提供を行わない施設ともに対象です。

※2 従来から午後10時以降の営業を行っている施設が対象です。

※3 業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。

（URL）<https://corona.go.jp/prevention/>

※4 令和3年2月18日（木）からご協力いただく場合も支援金は同額です。

※5 対象期間の全ての期間で要請に応じていただいた施設が給付の対象です。なお、対象期間等に変更が生じた場合は、金額が変更となることがあります。

札幌市への申請概要

【受付期間】

令和3年3月1日（月）から令和3年3月31日（水）まで【消印有効】

【申請書類の郵送先】※感染症の拡大防止のため、持参による申請は受け付けいたしません。

〒060-8404

感染防止対策協力支援金 事務局（※住所の記載不要）

※ 申請書類等は以下よりダウンロードすることが可能です。

札幌市公式ホームページ

（URL）<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>

【問い合わせ先】 **011-350-5927**（専用ダイヤル）

受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで

（令和3年3月31日までは、土日祝も対応。4月1日以降は平日のみ）

札幌市への申請について

I 支援金の概要

【給付の考え方】

札幌市内全域の飲食店及びカラオケ店のうち、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設（店舗）を管理する事業者を対象に、支援金を給付いたします。

※ 酒類提供の有無にかかわらず、対象施設のうち、従来から午後 10 時以降の時間にも営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

II 申請要件

本支援金の申請者は、次の全ての要件を満たす者であること。

1 札幌市内において対象施設（飲食店、カラオケ店）を管理する法人又は個人事業者

※ 市内対象施設を管理する事業者の本社が、市外にある事業者も支給対象となります。

※ 複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。この場合、1 施設あたりの給付金額を合計した金額を給付いたします。

2 令和 3 年 2 月 15 日（月）の時点で、営業に必要な許認可等を取得の上、従来から午後 10 時以降の時間に営業を行う対象施設（札幌市内の飲食店、カラオケ店）を管理する事業者

※ 1 つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

【対象期間】

令和 3 年 2 月 16 日（火）から 2 月 28 日（日）まで（13 日間）

※このたびの要請から新たにご協力いただく施設などは、遅くとも令和 3 年 2 月 18 日（木）から 2 月 28 日（日）まで

3 対象期間の全てにおいて、(1)及び(2)の感染症防止対策に取り組んだ対象施設を管理する事業者

(1) 午前 5 時から午後 10 時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）した施設

(2) 業種別ガイドライン及び新北海道スタイルに基づく対策を徹底した施設

※ 以下の例のほか、対象施設の業種、業態に応じ適切なガイドラインを遵守してください。

* 業種別ガイドライン

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】

(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>

- * 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】
(URL) <http://zensyaren.net/>
- * オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】
(URL) <http://bartender.or.jp/detail.php?id=12341>
- * カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】
(URL) <https://www.kua.or.jp/>
- * 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】
(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

4 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である場合
- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 札幌市公式ホームページ

【URL】 <https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>

※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。

- (2) 札幌市役所本庁舎1階パンフレットコーナー及び各区役所

2 申請書類の提出

「申請書類について（P4～）」に記載の申請書類を提出してください。

- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類の返却はいたしません。

3 申請受付方法及び申請受付期間

- 令和3年3月1日（月）から令和3年3月31日（水）まで
- ※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。
 - ※ 令和3年3月31日（水）の消印有効です。

【郵送先】 〒060-8404 感染防止対策協力支援金 事務局 （※住所の記載不要）
--

- ※ 切手を貼付、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※ 感染症の拡大防止のため、持参による申請は受け付けいたしません。郵送でのみ申請を受け付けいたします。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただく場合があります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

IV その他

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、札幌市は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・保健所等）に提供する場合があります。

申請書類について

- 1 感染防止対策協力支援金 申請書（様式1）
必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。
- 2 営業の実態が確認できるもの
 - 【法人の場合】
直近の税務申告書の写し（「別表一」の控え。電子申告の場合は、「別表一」と電子申告の受信通知）
 - 【個人の場合】
確定申告書の写し（「第一表」。電子申告の場合は、「第一表」と電子申告の受信通知。個人番号を塗りつぶしたもの）

上記の書類がない場合は、次のいずれかの書類を提出して下さい。

 - ※ 創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写し
 - ※ 必要に応じて、施設の賃貸借契約書（施設を借りて運営している場合）の写しなど、営業実態が分かる資料を求めることがあります。
- 3 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの（申請を行う全ての施設分）
 - 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の写し
- 4 業種・業態が確認できるもの（申請を行う全ての施設分）
 - 施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告の写し、外観（社名や施設名入り）及び内景の様子が分かる写真など
 - 料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写し、写真など
- 5 営業時間の短縮等に取り組んだことが分かるもの（申請を行う全ての施設分）
 - 対象期間中に営業時間短縮等の取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ、店舗のホームページ、DMの写しなど
- 6 誓約書（様式2）
記入例を参考に、必ず自署してください。
- 7 口座振替を希望する口座の通帳の写し
口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名が分かるページの写し
- 8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）
運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し
※ 現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しをお願いします。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

下記の支援金を申請された皆様へのご案内

「すすきの地区等追加対策協力支援金（第2回支援金 ※1）」、「すすきの地区等第三次対策協力支援金（第3回支援金 ※2）」、「第四次対策協力支援金（第4回支援金 ※3）」又は「第五次対策協力支援金（第5回支援金 ※4）」の申請を済ませた事業者については、提出書類のうち、次の書類を省略することができます。

- ※1 令和2年11月28日（土）から12月11日（金）までを対象期間とした支援金
- ※2 令和2年12月12日（土）から12月25日（金）までを対象期間とした支援金
- ※3 令和2年12月26日（土）から令和3年1月15日（金）までを対象期間とした支援金
- ※4 令和3年 1月16日（土）から令和3年2月15日（月）までを対象期間とした支援金

【提出を省略することが可能な書類】

- 「2 営業の実態が確認できるもの」
- 「3 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの」
注 「すすきの地区等追加対策協力支援金」、「すすきの地区等第三次対策協力支援金」、「第四次対策協力支援金」又は「第五次対策協力支援金」の申請書に記載した施設に限ります。
- 「4 業種・業態が確認できるもの」
注 「すすきの地区等追加対策協力支援金」、「すすきの地区等第三次対策協力支援金」、「第四次対策協力支援金」又は「第五次対策協力支援金」の申請書に記載した施設に限ります。
- 「7 口座振替を希望する口座の通帳の写し」
注 「すすきの地区等追加対策協力支援金」、「すすきの地区等第三次対策協力支援金」、「第四次対策協力支援金」又は「第五次対策協力支援金」の申請書に記載いただいた振込先口座と同一の口座を指定して申請を行う場合に限ります。
- 「8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）」
注 「すすきの地区等追加対策協力支援金」、「すすきの地区等第三次対策協力支援金」、「第四次対策協力支援金」又は「第五次対策協力支援金」の申請書と同一の申請者が申請を行う場合に限ります。